

新使用料の設定の考え方について

1 新使用料設定に当たっての基本的な考え方

(1) 新使用料（案）の設定の流れ

- ① 各施設の「現行の使用料」に、モデル施設の維持管理経費等から算出した「グループ改定率」を乗じて、新使用料（案）を算出する。
- ② 「グループ改定率」が「上限改定率」を上回る場合は、改定率を上限改定率の範囲内に留め、新使用料（案）を算出する（市内料金と市外料金で上限改定率に違いがある場合は、低い方に合わせる）。
- ③ ①②により算出した新使用料（案）が近隣自治体との均衡を損なう場合は、近隣自治体との均衡を考慮し、改定率を調整し、新使用料（案）を算出する。
- ④ 施設ごとの特殊事情を考慮し、新使用料（案）を調整する。

例：バトミントンコートは、1／8ずつ貸し出すため、8で割り切れる数値とする。この場合、上限改定率を若干上回ることも許容する。

(2) 改定率の傾向

グループ改定率は 100%～190.6%であったが、上記の①～④の対応をしたところ、改定率は概ね 100%～133.3%（新たに市外料金を設定する場合、使用料 100 円以下の会議室等の使用料を見直す場合を除く）となった。

2 新使用料の考え方（グループごと、その他）

No.	項 目	主に影響した 流れの段階	説 明
1	Aグループ（体育施設） グループ改定率 190.6%	③	- 使用料の見直しを完了した近隣自治体との均衡を考慮し、次のような対応を行った。 - ア：子供の使用料を据え置きとした。 - イ：大人及び団体の改定率は 120%を基本に調整した（後述④の対応を除く）。 - ウ：個人使用料に市外料金を新規に設定し、市内個人使用料の 1.5 倍とした。
		例	バトミントンコート使用料（子供） 50 円（現行）→50 円（市内の新使用料（案））→70 円（市外の新使用料（案）） バトミントンコート使用料（大人） 100 円（現行）→120 円（市内の新使用料（案））→180 円（市外の新使用料（案））
		④	バトミントンコートについては、1／3貸出し、1／8貸出しを考慮し、新使用料（案）を設定した。この場合、上限改定率を若干上回ることを許容した。
		例	バトミントンコート使用料（3面） （市内） 900 円（現行）→1,200 円（新使用料（案））改定率 133.3% （市外） 2,700 円（現行）→3,600 円（新使用料（案））改定率 133.3%（上限改定率 130%）

No.	項 目	主に影響した 流れの段階	説 明
2	Bグループ(トレーニング室) グループ改定率 120.4%	③	・使用料の見直しを完了した近隣自治体との均衡を考慮し、次のような対応を行った。 - ア：子供の使用料を据え置きとした。 - イ：大人及び団体の改定率は 120%を基本に調整した。 - ウ：個人使用料に市外料金を新規に設定し、市内個人使用料の 1.5 倍とした。
3	Cグループ(会議室) グループ改定率 146.1% Fグループ(ホール) グループ改定率 124.4%	③ ④	・使用料の見直しを完了した近隣自治体との均衡を考慮し、改定率は 110%を基本に調整した。 ・本市の会議室の使用料の額の設定(100 円単位)を踏まえ、引き上げは 50 円単位とした。 ・現行の使用料が 500 円未満のものは、一律 50 円の引き上げを行うこととした。
		例	会議室の使用料(500 円以上のもの) 700 円(現行)→800 円(新使用料(案))(改定率 114.3%) 会議室の使用料(500 円未満のもの) 200 円(現行)→250 円(新使用料(案))(改定率 125%)
4	D(野球場) グループ改定率 111%	①	・グループ改定率(111%)を基本に、新使用料を設定した。
		例	野球場の使用料(市内団体) 1,000 円(現行)→1,100 円(新使用料(案))(改定率 110%)
		④	・これまで市外料金の設定がなかった野球場について、市外料金を新たに設定した。
		例	小峰グラウンド野球場の使用料 1,000 円(現行)→1,100 円(市内団体の新使用料(案))(改定率 110%)→3,300 円(市外団体の新使用料(案))(改定率 330%)
5	E(テニスコート) グループ改定率 100%	③ ④	・モデル施設の算定に当たり、山田グラウンドの一部として算出したことに伴い、野球場との面積比率が影響し、改定率が 100 パーセントを下回った(44.5%)。一方、同様に算出した山田グラウンドの野球場の改定率が 111.0%であることや近隣自治体の使用料との均衡を考慮し、据え置きとした。
		例	総合グラウンドテニスコートの使用料(市内団体) 1,300 円(現行)→1,300 円(新使用料(案))(改定率 100%(据え置き))
6	G(プール) グループ改定率 186.8%	③	・使用料の見直しを完了した近隣自治体との均衡を考慮し、次のような対応を行った。 - ア：子供の使用料を据え置きとした。 - イ：大人及び団体の改定率は 125%を基本に調整した。 - ウ：個人使用料に市外料金を新規に設定し、市内個人使用料の 1.5 倍とした。
		例	プール使用料(子供) 100 円(現行)→100 円(市内の新使用料(案))→150 円(市外の新使用料(案)) プール使用料(大人) 200 円(現行)→250 円(市内の新使用料(案))→370 円(市外の新使用料(案))

No.	項 目	主に影響した 流れの段階	説 明
7	使用料を据え置く施設	③	・五日市ひろばの使用料は、近隣の同種施設の使用料との均衡を考慮し、据え置きとした。
8	見直しを行わない施設	④	・次のような施設については、貸出しが困難であることなどから、見直しを行わないこととした。 ア：条例による運用と実際の運用が異なっている施設の使用料については、貸出しができないことや公共施設の再編等の取組を通じて、条例改正を含め、施設の在り方を見直しているところであるため、使用料の見直しを行わないこととした。 イ：現在休止している施設や公共施設の再編等の取組を通じて改修が見込まれる施設については、貸出しができないことなどを考慮し、使用料の見直しを行わないこととした。
		例	福祉会館（庁舎別館）の使用料（ホール、会議室、娯楽室（和室）、料理講習室、講習室、クラブ室） 秋川健康会館の使用料（講習室1、講習室2、相談室） いきいきセンターの使用料（水着リフレッシュゾーン、サウナ室、セット券） ふるさと工房の使用料（展示コーナー、多目的室、貸し自転車）
9	その他	③	・受益者負担の適正化の取組を行った他自治体の例を踏まえ、小・中学校に体育館空調設備使用料（600円）を新たに設定した。